静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第14号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則(昭和47年静岡県規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 目次 目次 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 普通税 第2章 普通税 第1節~第4節 (略) 第1節~第4節 (略) 第5節 ゴルフ場利用税 (第24条-第38 第5節 ゴルフ場利用税 (第24条<u></u> 条) 条) 第6節 自動車取得税 (第36条—第38条) 第6節の2 軽油引取税 (第39条一第52

第7節 自動車税(第53条—第55条)

第8節・第9節 (略)

条)

第3章・第4章 (略)

附則

(知事の権限の委任)

第2条 知事は、次に掲げる事項に係る権限を 除き、静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡 県条例第8号。以下「条例」という。) 第2条 第1項の規定により委任することができる権 限その他県税の賦課徴収に関するその権限 を、県税の課税地を所轄する財務事務所の長 に委任する。

(1)~(5) (略)

- (6) 条例第44条第1項及び第55条第1項に規 定する証紙代金収納計器の指定に関する事 項
- (7) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下 「法」という。) 第143条第1項の規定による

<u>第6節</u> 軽油引取税(第39条—<u>第49条</u>)

第7節 自動車税

第1款 環境性能割 (第50条—第52条) 第2款 種別割(第53条—第55条)

第8節・第9節 (略)

第3章・第4章 (略)

附則

(知事の権限の委任)

第2条 知事は、次に掲げる事項に係る権限を 除き、静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡 県条例第8号。以下「条例」という。) 第2条 第1項の規定により委任することができる権 限その他県税の賦課徴収に関するその権限 を、県税の課税地を所轄する財務事務所の長 に委任する。

(1)~(5) (略)

- (6) 条例第51条の5第1項及び第55条第1項 に規定する証紙代金収納計器の指定に関す る事項
- (7) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下 「法」という。) 第177条の6第1項の規定に

<u>自動車取得税</u>の市町に対する交付額の決定 に関する事項

 $2 \sim 6$ (略)

(徴収金の納付又は納入の方法)

第7条 徴収金(条例<u>第44条</u>、第55条、第55条 の2、第87条第1項若しくは附則第5項に規 定する方法又は納付書によらない口座振替の 方法により納付する徴収金を除く。次条にお いて同じ。)の納付又は納入は、納付書又は納 入書によつてしなければならない。

第31条から<u>第35条</u>まで 削除 第6節 自動車取得税

(証紙代金収納計器の指定等)

- 第36条 条例第44条第1項に規定する証紙代金 収納計器の指定は、告示することにより行 う。指定の取消しについても、同様とする。
- 2 知事は、前項の規定による指定又は指定の 取消しをした場合においては、その旨を当該 指定又は指定の取消しに係る証紙代金収納計 器を取り扱う者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により告示した内容 に異動を生じた場合において必要と認めると きは、その異動の内容を告示するものとす る。
- 4 第1項の規定による指定に係る証紙代金収 納計器の取扱いに関し必要な事項は、別に定 める。

<u>(自動車取得税を現金納付する登録等の申請</u> 等)

第37条 条例第44条第2項の登録等の申請等で 規則で定めるものは、道路運送車両法(昭和 26年法律第185号)第7条又は第13条の規定に よる登録の申請とする。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税 の還付又は納付義務の免除の申請)

第38条 法第126条第1項の申請は、自動車取得

よる<u>環境性能割</u>の市町に対する交付額の決 定に関する事項

 $2 \sim 6$ (略)

(徴収金の納付又は納入の方法)

第7条 徴収金(条例<u>第51条の5</u>、第55条、第55条の2、第87条第1項若しくは附則第5項に規定する方法又は納付書によらない口座振替の方法により納付する徴収金を除く。次条において同じ。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

第31条から第38条まで 削除

税額の還付又は納付義務の免除を必要とする 理由を証するに足りる書類を添えて財務事務 所長にしなければならない。

第6節の2 軽油引取税

(仮特約業者の指定等の通知)

第39条 (略)

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入 義務の免除の申請)

第46条 第38条の規定は、法第144条の30第1項 の申請について準用する。

(自動車用炭化水素油譲渡証等の用紙の亡失 の届出等及び無効公告)

第49条 (略)

<u>第50条から第52条まで 削除</u> 第7節 自動車税

第6節 軽油引取税

(仮特約業者の指定等の通知)

第39条 (略)

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入 義務の免除の申請)

第46条 法第144条の30第1項の申請<u>は、軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて財務事務所長にしなければならない</u>。

(自動車用炭化水素油譲渡証等の用紙の亡失 の届出等及び無効公告)

第49条 (略)

第7節 自動車税

第1款 環境性能割

(証紙代金収納計器の指定等)

- 第50条 条例第51条の5第1項に規定する証紙 代金収納計器の指定は、告示することにより 行う。指定の取消しについても、同様とす る。
- 2 知事は、前項の規定による指定又は指定の 取消しをした場合においては、その旨を当該 指定又は指定の取消しに係る証紙代金収納計 器を取り扱う者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により告示した内容 に異動を生じた場合において必要と認めると きは、その異動の内容を告示するものとす る。
- 4 第1項の規定による指定に係る証紙代金収 納計器の取扱いに関し必要な事項は、別に定 める。

<u>(環境性能割を現金納付する登録等の申請</u> 等) (自動車税の課税免除の申請)

第53条 条例第52条第1項第3号、第2項第6 号又は第3項の自動車に係る<u>自動車税</u>の課税 免除を受けようとする者は、財務事務所長に 課税免除の申請をしなければならない。

(証紙代金収納計器の指定等)

第54条 <u>第36条</u>の規定は、条例第55条第1項に 規定する証紙代金収納計器の指定及び当該指 定に係る証紙代金収納計器の取扱いについて 準用する。

(文書の様式)

第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届 出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる 様式による文書により行うものとし、同表の 左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、 それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書 とする。

_ /	ა ი		
	(略)		
3	法に規定する納税通	(略)	
	知書	自動車税納税 通知書兼領収 証書	様式第 7 号
		<u>自動車税納税</u> 通知書	様式第 7 号の 2
		自動車税納税 通知書(口座 振替用)	様式第7 号の3
		(略)	

第51条 条例第51条の5第2項の登録等の申請 等で規則で定めるものは、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)第7条又は第13条の 規定による登録の申請とする。

<u>(自動車の返還があつた場合の環境性能割の</u> 納税義務の免除又は還付の申請)

第52条 第46条の規定は、法第165条第1項の規 定による納税義務の免除の申請又は同条第2 項の申請について準用する。

第2款 種別割

(種別割の課税免除の申請)

第53条 条例第52条第1項第3号、第2項第6 号又は第3項の自動車に係る<u>種別割</u>の課税免 除を受けようとする者は、財務事務所長に課 税免除の申請をしなければならない。

(証紙代金収納計器の指定等)

第54条 <u>第50条</u>の規定は、条例第55条第1項に 規定する証紙代金収納計器の指定及び当該指 定に係る証紙代金収納計器の取扱いについて 準用する。

(文書の様式)

第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届 出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる 様式による文書により行うものとし、同表の 左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、 それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書 とする。

	(略)		
3	法に規定する納税通	(略)	
	知書	自動車税種別	松
		割納税通知書	様式第 7 号
		兼領収証書	万
		自動車税種別	様式第7
		割納税通知書	号の 2
		自動車税種別	
		割納税通知書	様式第7
		(口座振替	号の 3
		<u>用)</u>	
		(略)	

4 # = 2 0 W 1 = 7 0 W	(m/z)
4 第7条の納付書及び 納入書	自動車税納付 ・ 様式第18
	<u>書(口座振替</u> 号 用)
4の2 第8条第2項の	(略)
規定による通知	<u>自動車税納付</u> <u>済通知書(口</u> <u>座振替用)</u> 様式第20 号
5 第18条第1項の規定	(略)
による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面	<u>自動車税 減額</u> <u>増額</u> 様式第26 決定通知書 号 <u>決定計算書</u>
	(略)
(略)	T
7 法の規定による更正 又は決定の通知	法 人 県民 事業 地方法人特別 税 ・加算金 様式第28 税 決 号 税 正 通知書 定
	(略)
	ゴルフ場利用 税・加算金 決 法 デ 通知書 定
	自動車取得 税・加算金 上通知書
	軽油引取税・ 更正、 加算金 決定通 知書
	不申告加算金 (期限後申告 様式第33 分)決定通知 号 書
(略)	(116)
9 法に規定する更正の 請求	(略) ゴルフ場利用 様式第42 税更正請求書 号 自動車取得税 様式第43 更正請求書 号

4 第7条の納付書及び 納入書 4の2 第8条第2項の 規定による通知 5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正 又は決定の通知	(略) 自動車稅種別 割納付書(口座振替用) (略) 自動納付口座振替用) (略) 自動納付戶座版 用) (略) 自動減額額 類型書 (略) と 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	様式第18 号 様式第20 号 様式第26 号
4の2 第8条第2項の 規定による通知 5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	割納付書(口座振替用) 自動車税種別割納付済通短書(略) 自動車税種別割類類別。 自動車税種別割類類別。 自動車税種別數質額決定計知書等。 (略) 法人學事業別税。加算金別。	号 様式第20 号 様式第26 号
規定による通知 5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	座振替用) (略) 自動車税種別割納付済通短書(口座振替用) (略) 自動車税種別割増額決定計知書 (略) 法 人	号 様式第20 号 様式第26 号
規定による通知 5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	(略) 自動車稅種別割納付済通知書(口座振替用) (略) 自動車稅種別割換額決定通過額決定計知書(略) 法 人	号 様式第26 号 様式第28
規定による通知 5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	自動車税種別割納付済運振替用) (略) 自動車税種別割増額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民業特別法人特別税・加算金 投税・加算金	号 様式第26 号 様式第28
5 第18条第1項の規定 による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	割納付済通知書(口座振替用) (略) 自動車税種別 謝增額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民業 特別法人特別 税・加算金 税	号 様式第26 号 様式第28
による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	書(口座振替用) (略) 自動車税種別 謝婚額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民 等別法人特別 税・加算金 税	号 様式第26 号 様式第28
による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	用) (略) 自動車税種別 謝護額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民 事業 地方法人特別 税・加算金 税	様式第26 号
による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	(略) 自動車税種別 割越額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民 事業 地方法人特別 税・加算金 決	号 様式第28
による通知又は同条 第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	自動車税種別 割 増額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民 事業 地方法人特別 税・加算金 投	号 様式第28
第2項の税額の計算 に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	割 <u>減額決定通</u>	号 様式第28
に関する書面 (略) 7 法の規定による更正	割 増額決定計 知書 算書 (略) 法 人 県民 事業 地方法人特別 税・加算金 投	号 様式第28
(略) 7 法の規定による更正	知書 算書 (略) 法 人 <u>県民</u> 事業 特別法人事業 地方法人特別 税・加算金 決	様式第28
7 法の規定による更正	<u>算書</u> (略) 法 人 <u>県民</u> 事業 特別法人事業 地方法人特別 税・加算金決	141 ->11
7 法の規定による更正	(略) 法人 県民事業特別法人事業地方法人特別税・加算金決税	141 ->11
7 法の規定による更正	法 人 <u>県民</u> 事業 特別法人事業 地方法人特別 税 · 加算金 決	141 ->11
7 法の規定による更正	基 特別法人事業 地方法人特別 税・加算金 税	141 ->11
	基 特別法人事業 地方法人特別 税・加算金 税	141 ->11
ALIANA NE PARENTE	特別法人事業地方法人特別 超.加算金決	141 ->11
	地方法人特別 税・加算金 決 税	141 ->11
	<u>税・加算金</u> <u>税</u> 税	141 ->11
	<u>・加算金</u> <u>税</u> 税	141 ->11
	<u>税</u>	.,
	-	
	IF	
	 <u>通知書</u> 定	
	(略)	
	ゴルフ場利用 税・加算金決 正 通知書	様式第30 号
	軽油引取税・ 加算金 決定 知書	<u>様式第31</u> <u>号</u>
	自動車税環境	
	性能割・加算	<u>様式第32</u>
	金油油和書	<u>号</u>
	决定	
	不申告加算金	144 - 144 o o
	(期限後申告	
	分)決定通知	号
(m/x)	書	
(略)	(m/o \	
9 法に規定する更正の	(略)	
請求	1000円100円	144 - 144 A.O.
	ゴルフ場利用	
	税更正請求書	号

		軽油引取税更 正請求書	<u>様式第44</u> <u>号</u>			軽油引取税更正請求書 自動車税環境 性能割更正請 求書	様式第43 <u>号</u> 様式第44
	/m/z \				(略)	<u> 米青</u>	
	(略) 法第15条の2の2第	(略)		30	法第15条の2の2第	(略)	
30	1項(法第15条の5	(中口)			1項(法第15条の5	(40)	
	の2第3項、第15条				の2第3項、第15条		
	の6の2第3項、第				の6の2第3項、第		
	55条の2第3項、第				55条の2第3項、第		
	55条の4第3項、第				55条の4第3項、第		
	72条の38の2第12				72条の38の2第12		
	項、第72条の39の2				項、第72条の39の 2		
	第3項、第72条の39				第3項、第72条の39		
	の4第3項、第72条				の4第3項、第72条		
	の57の2第3項、第				の57の2第3項、第		
	73条の25第3項、 <u>第</u>				73条の25第3項、第		
	125条第5項又は第				144条の29第2項 <u>又は</u>		
	144条の29第2項にお				<u>第164条第5項</u> におい		
	いて準用する場合を				て準用する場合を含む、		
	含む。)の規定による				む。) の規定による徴収の猶予又は換価の		
	徴収の猶予又は換価 の猶予の通知				猶予の通知		
	(略)				(略)		
32	法第15条の2の2第	(略)		32	法第15条の2の2第	(略)	
02	2項(法第15条の6	(41)			2項(法第15条の6	(1.17)	
	の2第3項、第55条				の2第3項、第55条		
	の2第3項、第55条				の2第3項、第55条		
	の4第3項、第72条				の4第3項、第72条		
	の38の2第12項、第				の38の2第12項、第		
	72条の39の2第3				72条の39の2第3		
	項、第72条の39の4				項、第72条の39の4		
	第3項、第72条の57				第3項、第72条の57		
	の2第3項、第73条				の2第3項、第73条		
	の25第3項、 <u>第125条</u>				の25第3項、第144条		
	第5項又は第144条の				の29第2項 <u>又は第164</u>		
	29第2項において準				条第5項において準		
	用する場合を含む。)				用する場合を含む。)		
	の規定による徴収の				の規定による徴収の		
	猶予若しくは徴収の				猶予若しくは徴収の 猶予期間の延長又は		
	猶予期間の延長又は 換価の猶予若しくは				婚任の猶予若しくは		
	換価の猶予期間の延				換価の猶予期間の延		
	長を認めない通知				長を認めない通知		
	(略)				(略)	I .	
35	法第15条の3第3項	(略)		35		(略)	
	(法第15条の5の3				(法第15条の5の3		
	第2項、第15条の6				第2項、第15条の6		
	の3第2項、第55条				の3第2項、第55条		
	の2第4項、第55条				の2第4項、第55条		
	の4第4項、第72条				の4第4項、第72条		
	の38の2第12項、第				の38の2第12項、第		
	72条の39の2第4				72条の39の2第4		
	項、第72条の39の4				項、第72条の39の4		
	第4項、第72条の57				第4項、第72条の57		
	の2第4項、第73条				の2第4項、第73条		
	の26第2項、 <u>第125条</u>	I	1	1 1	の26第2項、第144条	l	

	第5項又は第144条の 29第2項において準 用する場合を含む。) の規定による通知				の29第2項 <u>又は第164</u> <u>条第5項</u> において準 用する場合を含む。) の規定による通知		
	(略)				(略)	ı	
49	地方法人特別税等に 関する暫定措置法 (平成20年法律第25 号)第16条第5項の 規定又は第13条第1 項若しくは第3項の 規定による通知	(略) <u>県税等還付金</u> 等の還付・充 当・委託納付 通知書(法人 県民税・法人 事業税・地方 法人特別税 用)		49	特別法人事業税及び 特別法人事業譲与税 に関する法律(平成 31年法律第4号)第 14条第5項の規定若 しくは地方税法等の 一部を改正する等の 法律(平成28年法律 第13号)附則第31条 第2項の規定により	(略) 県税等還付金 等の還付・充 当・委託納付 通知書(法人 県民税・法人 事業税・特別 法人事業税又 は地方法人特 別税用)	様式第87 号
		県税還付金等 の還付・充 当・委託納付 通知書(自動車税用)			なおその効力を有す るものとされた同法 第9条の規定による 廃止前の地方法人特 別税等に関する暫定 措置法(平成20年法 律第25号)第16条第 5項の規定又は第13 条第1項若しくは高 3項の規定による通 知	県税還付金等 の還付・充 当・委託納付 通知書(自動 車税種別割 用)	様式第88 号
	(略)				(略)		
	法第20条の10の規定	(略)	1	57	法第20条の10の規定	(略)	
	による請求	<u>自動車税納税</u> <u>証明書交付請</u> <u>求書</u> 様式第100 号			による請求	自動車税種別 割納税証明書 交付請求書	様式第100 号
=0	VI. ## 0.0 #	(略)		F0	计然00 名	(略)	
58	法第20条の10又は条 例第57条の3の証明 書	(略) <u>自動車税納税</u> <u>証明書(継続</u> <u>検査・構造等</u> 変更検査用)		98	法第20条の10又は条 例第57条の3の証明 書	(略) <u>自動車税種別</u> <u>割納税証明書</u> <u>(継続検査・</u> <u>構造等変更検</u> <u>査用)</u> 自動車税種別	様式第104 号
		<u>自動車税納税</u> <u>証明書(継続</u> 様式第105 <u>検査・構造等</u> 号 変更検査用)				割納税証明書 (継続検査用 ・構造等変更 検査用)	様式第105 号
		自動車税納税証明書 (継続様式第105検査・構造等号の2変更検査用)				自動車税種別 割納税証明書 (継続検査用 ・構造等変更 検査用)	様式第105 号の2
		自動車税納税 <u>証明書(継続</u> 様式第105 <u>検査・構造等</u> 号の 3 変更検査用)				自動車税種別 割納税証明書 (継続検査・ 構造等変更検 査用)	様式第105 号の3
		(略)				(略)	

	14-44-01-04-01-1	/m/r \	
59	様式第104号の自動車 税納税証明書(継続 検査・構造等変更検 査用)及び様式第104 号の2の自動車税納 税証明書(継続検 査・構造等変更検査 用)の証明印	(路)	
	<u>用力の証明日</u> (略)		
65	令第24条の3第3項 (令第24条の4第7 項、第24条の4の 2、第24条の4の3 第2項又は第24条の 5第1項若しくは第 2項において準用す	法人事業税・ 地方法人特別 税申告納付期 限の延長承認 通知書	様式第116 号
	る場合を含む。) の規 定による通知	法人事業税・ 地方法人特別 税申告納付期 限の延長を認 めない旨の通 知書	様式第117 号
66	令第24条の4第5項 (令第24条の4の3 第1項において準用 する場合を含む。)の 規定による通知	法人事業税・ 地方法人特別 税申告納付期 限の延長の処 ひま 取り消し	様式第118 号
		<u>分を変 更</u> し た旨の通知書	
	(略)		
100	total beautiful and a		様式第188 号
100	第53条の規定による 申請	た旨の通知書 自動車税課税 免除承認申請	
	第53条の規定による 申請 <u>第36条第2項</u> 又は第 54条の規定による通	た旨の通知書 自動車税課税 免除承認申請 書 自動車取得税 に係る証紙代 金収納計器指	号 様式第189
	第53条の規定による 申請 <u>第36条第2項</u> 又は第 54条の規定による通 知	た旨の通知書 自動車税課税 免除承認申請 書 自動車取得税 に係る証紙器 定通知書 自動車取得税 に係る証紙代 金収納計器指 に係る証紙代 金収納計器指	号 様式第189 号 様式第190
101	第53条の規定による 申請 第36条第2項 又は第 54条の規定による通 知 条例 <u>第44条第1項</u> は第55条第1項の表 示	た旨の通知書 自動車税課税 免除承認申請 書 自動車取得税 に係る証紙代 金収納計器指 定通知書 自動車取得税 に係る証紙代 金収納計器指 定所の通知者 に係る証紙代 金収納計器指 定所の通知者 に係る証紙代 金収納計器指 定所の通知者 に係る証紙代 金収納計器指 定所の通知者 に係る可能 にたる可能 にたるした。 自動車取得税 にたるした。 自動車取得税 にたるした。 にたる。 にたる にたる。 にたる。 にたる。 にたる。 にたる。 にたる。 にたる	号 様式第189 号 様式第190 号

59	様式第104号の <u>自動車</u>	(略)	
	<u>税種別割納税証明書</u>		
	(継続検査・構造等		
	<u>変更検査用)</u> の証明		
	印		
	(略)		
65	令第24条の3第3項	法人事業税・	
	(令第24条の4第7	特別法人事業	
	項、第24条の4の	税又は地方法	
	2、第24条の4の3	人特別税申告	号
	第2項又は第24条の	納付期限の延	
	5第1項若しくは第	長承認通知書	
	2項において準用す	法人事業税・	
	る場合を含む。)の規	特別法人事業	
	定による通知	税又は地方法	様式第117
		人特別税申告	号
		納付期限の延	
		<u>長を認めない</u> 旨の通知書	
66	令第24条の4第5項	法人事業税・	
00	(令第24条の4の3		
	第1項において準用	特別法人事業 地方法人特別	
	する場合を含む。)の		
	規定による通知	<u>税</u> 申告納付期	様式第118
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u>税</u>	号
		限の延長の処	
		<u>分を </u>	
		を との 活知書	
	(略)	た旨の通知書	
100		自動車税種別	
100	申請	割課税免除承	様式第188
	1 413	認申請書	号
101	第50条第2項又は第		
	54条の規定による通	<u>自動単祝</u> 種	
	知	性能割火板ス	松一
		<u>別割</u>	様式第189
		証紙代金収納	号
		計器指定通知	
		計器指定通知	
		<u>書</u> 自動車税 <u>環境</u> 性能割に係る	様式第190
		<u>書</u> 自動車税環境 種 性能割に係る 別 割	様式第190 号
		書 自動車税環境 性能制 以割 証紙代金収納	
		書 自動車税環境 種 性能割に係る 別 割 証紙代金収納 計器指定取消	
102	冬例第51冬の5 筆 1	書 自動車税環境 種 性能割に係る 別 割 証紙代金収納 計器指定取消 通知書	
102	***************************************	書 自動車税環境 種 性能割に係る 別 割 証紙代金収納 計器指定取消	
102	項又は第55条第1項	書 自動車税環境 種 性能割に係る 別 割 証紙代金収納 計器指定取消 通知書	
	<u>項</u> 又は第55条第1項 の表示	<u>書</u> 自動車税 <u>環境</u> 性能割に係る 別 <u>割</u> に係る 証紙代金収納 計器指定取消 通知書 (略)	号
102	項又は第55条第1項 の表示 条例第55条第2項の	書 自動車税環境 種 性能割に係る 別 割 証紙代金収納 計器指定取消 通知書	
	項又は第55条第1項 の表示 条例第55条第2項の 納税済印	書 自動車税環境 種 性能割に係る 別割 部 に係る 記紙代金収納 計器指定取消 通知書 (略)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
103	項又は第55条第1項 の表示 条例第55条第2項の 納税済印	<u>書</u> 自動車税環境 種 性能割に係る 別割 証紙代金収納 計器指定取消 通知書 (略)	号 様式第192

106	法第11条の9第3項 の規定による申告	<u>自動車税納付</u> <u>義務の免除申</u> <u>告書</u>	様式第197 号
(略)		
115	法 <u>第125条第1項の</u> 納税義務の免除の申 請及び <u>法第125条第</u> <u>6項</u> 又は <u>第126条第</u> <u>1項の規定による</u> 申 請	自動車取得税 還 納付 納税 が免 付 申請書 除	様式第205 号
(略)		
139	地方自治法 <u>第255条</u> <u>の3第1項</u> の規定に よる告知	(略)	
(略)		

106	法第11条の9第3項 の規定による申告	自動車税種別 割納付義務の 免除申告書	様式第197 号
(略)	<u> </u>	
115	法第164条第1項の 規定による納税義務 の免除の申請及び同 条第6項の申請又は 法第165条第1項の 規定による納税義務 の免除の申請及び同 条第2項の申請	自動車税環境 環 性能割納税義 付 務の免除 書	様式第205 号
(略)		
139	地方自治法 <u>(昭和</u> 22年法律第67号)第 255条の3の規定に よる告知	(略)	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第7号(表)中「自動車税納税通知書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に改め、同様式(裏)中「第145条及び第148条又は第150条」を「第146条、第147条第1項及び第2項並びに第177条の8又は第177条の10」に改め、同様式別紙中「自動車税納税通知書兼領収証書内訳書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書内訳書」に改める。

様式第7号の2 (表) 中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改め、同様式(裏) 中「第145条及び第148条又は第150条」を「第146条、第147条第1項及び第2項並びに第177条の8又は第177条の10」に改める。

様式第7号の3中「自動車税納税通知書(口座振替用)」を「自動車税種別割納税通知書(口座振替用)」に、「第145条及び第148条又は第150条」を「第146条、第147条第1項及び第2項並びに第177条の8 又は第177条の10」に改める。

様式第17号中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に、「自 動 車 税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第18号中「自動車税納付書」を「自動車税種別割納付書」に改める。

様式第20号中「自動車税納付済通知書(口座振替用)」を「自動車税種別割納付済通知書(口座振替用)」に改め、同様式別紙中「自動車税納付済内訳書」を「自動車税種別割納付済内訳書」に改める。

同様式(裏)中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

等に関する暫定措置法」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は地方税法等の

一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規 定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「、法人事業税」の次に「、特別法人事業 税」を加え、

Г																			
1	 #1	更決	所	得	割	に	係	る	地	方	法	人	特	別	税	額			
	地方法	正定	収	入	割	に	係	る	地	方	法	人	特	別	税	額			
	伝 人	• 額	合	言	+	地	方		法	人		特	別	Ŧ	兑	額		を	
	人特別税	既に	納	付 O	確	定	した	当	期ゟ	分の	地	方法	き人	特员	別 税	額			
	税	差			引				増			洞	ţ			額			
Γ																	_		
'	特▽	更決	所征	导割	に係	る生	寺別法	人	事業	税額	又に	は地	方法	人特	別移	说額			
	特別法人事	正定	収入	入割	に係	る牛	寺別法	えん	事業	税額	又に	は地	方法	人特	別移	說額			
	- 基法	•額	合	計特	別	法ノ	し事	業和	兇 額	又以	は地	1方?	去人	.特	引 税	額		に改め	る
		既に納	対付の	確定	した	当期	分の	特別	法人	事業	脱額	又はは	也方法	去人特	寺別移	泊額			
	稅	差			引				増			洞	ţ			額			

様式第31号を削り、様式第32号を様式第31号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

	(表)						
更正 自動車税環境性能割・加算金 決定							
住所又は所在地氏名又は名称			様				
年度	取得した自動車の登録	・ 車両番号					
区分	課税標準額	税率	金額				
更 正 ・ 決 定 額	巴		円				
既に納付の確定した自動車税環境性能割	円		円				
差 引 増 減 額			円				
過少申告加算金	円		円				
不 申 告 加 算 金	円		円				
重 加 算 金	円		円				
納付すべき又は還付等される 金 額 の 合 計 額			円				
更正・決定の理由							

地方税法第168条第 項、第171条第 項及び第172条第 項の規定により自動 車税環境性能割及び加算金を上記のとおり更正・決定したので

年 月 日

財務事務所長即

◎納付場所、延滞金の算出方法等は、裏面を御覧ください。

1 納付場所

2 更正又は決定による不足税額を納付する場合の延滞金

不足税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パ ーセント(平成26年1月1日以後の期間(更正若しくは決定による不足税額の納期限ま での期間又は当該納期限(徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の 末日)の翌日から1月を経過する日までの期間を除く。)については、当該期間の属する 各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセン トの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に 満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。更正若 しくは決定による不足税額の納期限までの期間又は当該納期限(徴収猶予をした税額に あつては、当該徴収猶予をした期間の末日)の翌日から1月を経過する日までの期間に ついては、年7.3パーセント(平成25年12月31日以前の期間については、当該期間の属 する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定 により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセント の割合を加算した割合。平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を 加算した割合)) の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。この場 合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で す。

3 この処分に不服がある場合は、この文書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、この処分を行つた財務事務所長を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決書を受け取つた日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第36号(裏)中

自動車取得税	第134条第1項
軽油引取税	第144条の49第1項
自動車税	第165条第1項
鉱区税	第198条第1項

を

軽油引取税	第144条の49第1項
自動車税環境性能割	第173条第1項
自動車税種別割	第177条の19第1項
鉱区税	第198条第1項

に

改める。

「自動車税 様式第36号の2(表)中「自動車税」を 種別割」 に改め、同様式(裏)中「第165条第1項」を「第

177条の19第1項」に改める。

様式第43号を削り、様式第44号を様式第43号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

樣式第44号 (用紙 日本産業規格A4 縦型)

自動車税環境性能割更正請求書												
年 月	日	住所,										
財務事務所長	様	氏名	又は 称									P
		この 書に す る 及び!	応答 5 係	電	話番号	클 ()	-	_			
地方税法第20约	条の9の	3第 耳	項の規	定に	こより	次のと	:おり]	更正の	う請求を	としま	す。	
区分	Ī	更 正	請	求	前	の	額		更፲	E 請	求の	額
課 税 標 準 額								円				円
税額												
	申 告 (登	書 提り録 の			1	年	月	日	登録	番号		
更正請求のもと となつた申告書 の提出年月日等	3第2	法第 20 項各号 定 等 の	に規定	す	:	年	月		車	名		
及び当該申告書 による自動車の	申告	書提 出	年月	日	:	年	月	П	型	式		
内容		生告書 <i>の</i> は更正決			:	年	月	日	初 登錄	度		
更正の請求理由、 その事情等その 他参考となるべ き事項												

(注) 事実を証する書類を添付してください。

様式第46号中 (所在地) を 所在地 に、 (名 称) を 名 称 に、

「 法人事業税・地方法人特別税 不動産取得税 ゴルフ場利用税 自動車税 軽油引取税 「法人事業税 特別法人事業・地方法人特別税 不動産取得税 不動産取得税 軽油引取税 自動車税種別割

に改める。

様式第86号(裏)中

Γ

Γ.			
1	自動車取得税	地方税法第125条第7項 第126条第2項 附則第52条第5項	
	軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	を
	自動車税	地方税法附則第54条第5項	

軽油引取税地方税法第144条の30第2項自動車税環境性能割地方税法第164条第7項 第165条第3項 附則第53条の2第5項自動車税種別割地方税法附則第54条第5項

様式第87号(表)中「県税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税用)」を「県税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税用)」に、「法 人 事 業 税 ・ 地 方 法 人 特 別 税 (円)」を「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 (円)」に、

「 法人事業税・ を 税・ を 税・ を 税・ が、同様式(裏)中 に改め、同様式(裏)中 ののでは、

自動車取得税	地方税法第125条第7項 第126条第2	項 附則第52条第5項			
軽油引取税	地方税法第144条の30第2項				
自動車税	地方税法附則第54条第5項				

Γ			
1	軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	
	自動車税環境性能割	地方税法第164条第7項 第165条第3項 附則第53条の2第5項	に改める。
	自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項	

様式第88号(表)中「県税還付金等の還付・充当・委託納付通知書(自動車税用)」を「県税還付金等の

還付・充当・委託納付通知書(自動車税種別割用)」に改め、同様式(裏)中

Г			
'	自動車取得税	地方税法第125条第7項 第126条第2項 附則第52条第5項	
	軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	を
	自動車税	地方税法附則第54条第5項	

軽油引取税	地方税法第144条の30第2項	
自動車税環境性能割	地方税法第164条第7項 第165条第3項 附則第53条の2第5項	に
自動車税種別割	地方税法附則第54条第5項	
		J

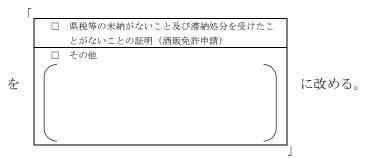
に改め、同様式別

紙中「自動車税還付内訳書」を「自動車税種別割還付内訳書」に改める。

様式第98号中「法人事業税・地方法人特別税」を 法人事業税・特別法人事業税 に、「自動車税」を 又は地方法人特別税

「自動車税種別割」に、

県税等において犯則処分を受けたことがないこと
の証明(酒販免許申請)
県税等の未納がないこと及び滞納処分を受けたこ
とがないことの証明 (酒販免許申請)
その他
)
)



様式第100号中「自 動 車 税 納 税 証 明 書」を「自動 車 税 種 別 割 納 税 証 明 書」に、「住所 (所在地)」を「住所又は所在地」に、「氏名(名 称)」を「氏名又は名称」に改める。

様式第104号中「15.1センチメートル」を「15.2センチメートル」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

様式第105号及び様式第105号の2中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

様式第105号の3中「自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」を「自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

様式第107号を次のように改める。

様式第107号(規格 直径2.5センチメートルの円形)



様式第115号の2中 仮装経理法人税割額 仮装経理事業税額 のを 仮装経理事業税額 仮装経理事業税額 仮装経理地方法人特別税額 「仮装経理地方法人特別税額」に、 「仮装経理地方法人特別税額」」に、 「仮装経理地方法人特別税額」」を 「仮装経理地方法人特別税額」を 「仮装経理地方法人特別税額」」に改める。 を 仮装経理地方法人特別税額 ④」に改める。

様式第116号中「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限の延長承認通知書」を「法人事業税・特別法人

事地 業別は 業方 税法地 税法 ・人方 事業税又は地方法人特別税申告納付期限の延長承認通知書」に、・人 を 事法 に改める。 特 業人 別 税特 税 別 税

様式第117号中「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限の延長を認めない旨の通知書」を「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税申告納付期限の延長を認めない旨の通知書」に改める。

様式第118号中 法人事業税・地方法人特別税申告納付期限の延長の処分を変 更した旨の通知書 を

「 法人事業税・地方法人特別税 地方法人特別税 「地方法人特別税」

様式第188号中「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税種別割課税免除承認申請書」に、

 「住所又は (所在地)」
 を 所在地」
 に、 (名称)」
 を 名 称 に、「電話 局 番」を

 「電話番号() 一」に改める。

様式第189号中 自動車税に係る証紙代金収納計器指定通知書を 自動車取得税

自動車税種 別 割 に係る証紙代金収納計器指定通知書 に、 「 住 所 。 「 住所又は に、 (所在地) , 所 在 地 , 様式第190号中 「自 動 車 税 に係る証紙代金収納計器指定取消通知書 を 自動車取得税 | 「 住 所 「 住所又は | 自動車税種 別 割に係る証紙代金収納計器指定取消通知書 に、 (所在地) を 所 在 地 に、

様式第191号及び様式第192号を次のように改める。

様式第191号 (規格 縦2.7センチメートル、横6.5センチメートル)



様式第192号 (規格 直径3センチメートルの円形)



1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税以下 6. 商品車

	4. 減分	克(障害 兑点以 ⁻	非課税 3. 課税免除 者・その他) F 6. 商品車)	lc.	「自 動 車 取	4 税	修正申	告書」を
ſÉ	動	車 税	環境性能割値	多正申告書.	3. 4.	昭和 を 平成 」		IZ,
$\begin{bmatrix} 1 \\ 3 \end{bmatrix}$. 明治 . 昭和	2. 5 4. ²	大正)] 12,	「10. その他()]	を	
Γ10). その	他() 11.バ	ス(一般貸切用)	1 12,			
Γ			現実の取得価額					円
		取	車 両 本 体				000円	
	自	得価	付 加 物				000円	
	動	額	付加物 の内訳		(価額)			円 円
	車	葡铅	果 税 標 準 額				000円	<u>を</u>
	取	税額		100			00円	
	得	新規登録	時 限 消 措 置					
	税		低燃費車特例	燃費	変速装置	構造	低公害車幣	寺 例
		上記以外			AT • MT	A • B		

Γ									
	車	検有効其	朝 限	哲	i品車であるな	場合の古物剤	商許可番号		
		年 月	日						
	車 両 本 体								
	得価	付 加	物				,000円		
環	額	付加物 の内訳	品名)		(価:	額)		円	
境	計	果 税 標 準	額				000円		に、
性	税額		/100				00円]	
能		税率区分							
		燃費	変速装置	構 造		バリアフ	リー・ASV特例	列	
割		km/ 1	AT • MT	A B1 • B2	受 ・ 否				
_									
	主:1	∼ ス定置場 ※ ()内は旧主たろ	定置場所在の市町	村名を記入				
)」11年II 工/C の		1120 6 107 (
					()			
車	1 検	有 効 期 限	商	品車である場合の	古物商許可都	番号	を		
平成	年	月	日						
	主/	たる定置場 ※()内は旧主たる	定置場所在の市町					
							に改める。		
					(,			
					()			

様式第197号中「自動車税納付義務の免除申告書」を「自動車税種別割納付義務の免除申告書」に改め、 「必ず」を削る。

「の設定の」を「として自動車を取得した」に、「第125条第1項」を「第164条第1項」に、「第126条」を

様式第233号中 「住 所 を 「住所又は に、 「氏 名 で 氏名又は に、「第 所 在 地」 に、 (名 称)」 を 名 称」

255条の3第1項」を「第255条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税について は、なお従前の例による。

- 3 改正後の静岡県税賦課徴収規則(以下「新規則」という。)の規定及び様式中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新規則の規定及び様式中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則(次項において「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている請求書等は、新規則の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。